改正後	改正前
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　（略）	(2)　（略）
(i)～(v)　（略）	(i)～(v)　（略）
(vi)　第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成二十九年経済産業省告示第百八十二号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。	(vi)　（新設）
二～四　（略）	二～四　（略）
五　（略）	五　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　第一号ロ(2)(vi)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。	(6)　（新設）
六～九　（略）	六～九　（略）

第二条　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
1　（略）	1　（略）
2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）による改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)に該当し、かつ、同項第五号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。	2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）による改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)に該当し、かつ、同項第五号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（平成二十七年厚生労働省告示第四百二十三号の一部改正）

第三条　平成二十七年厚生労働省告示第四百二十三号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
1　（略）	1　（略）
2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第二項第一号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(4)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。	2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(4)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。